

＜インフルエンザの出席停止期間＞

（学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条）

**発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日
（幼児にあっては、3 日）を経過するまで**

※発症した日を 0 日目とし、翌日からの 5 日間は休んでください。（最短で登校登園できるのは、6 日目になります。）

※解熱した日の翌日から 2 日間（幼児にあっては 3 日間）休んでください。

※37.5 度未満に下がり、24 時間以上続いた場合を「解熱した」とし、最初に 37.5 度未満を確認した日を解熱した日（解熱日）とします。

※一度解熱した後 24 時間以上経過して再度 37.5℃以上に発熱した場合（二峰性発熱）は、最後の発熱が解熱した日の翌日から 2 日間（幼児にあっては、3 日間）休んでください。

※咳などの症状が強い場合は、登校登園を控え 1 日様子を見るか、医療機関を受診してください。

